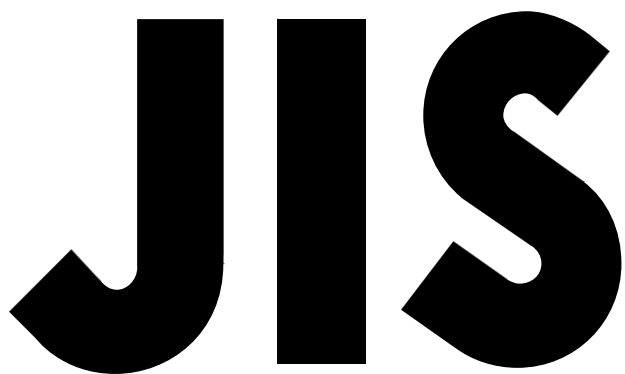




識別カードー記録技術ー
第 2 部：磁気ストライプー低保磁力

JIS X 6302-2 : 2016

(JBMIA/JSA)

平成 28 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 西 悦 子	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.7.20 改正：平成 28.12.20

官 報 公 示：平成 28.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ TEL 03-6809-5139)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適合性	2
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 ID カードの物理的特性	4
5.1 磁気ストライプ領域の反り	4
5.2 表面のわい（歪）曲	4
6 磁気ストライプの物理的特性	5
6.1 磁気ストライプ領域の盛上がり高さ及び断面形状	5
6.2 表面粗さ	6
6.3 磁気ストライプとカードとの接着性	7
6.4 読取り及び書込みヘッドに対する磁気ストライプの耐磨耗性	7
6.5 耐化学薬品性	7
7 磁性材料の特性	7
7.1 一般	7
7.2 試験及び試験環境	7
7.3 磁気媒体に対する信号振幅の要求仕様	7
8 記録方式	8
9 一般記録仕様	9
9.1 記録角度	9
9.2 公称記録密度	10
9.3 トラック 1, 2 及び 3 に対する信号振幅	10
9.4 ビット構成	11
9.5 記録方向	11
9.6 前端部及び後端部の同期ビット “0”	11
10 記録仕様	11
10.1 トラック 1	11
10.2 トラック 2	14
10.3 トラック 3	15
11 誤り検出	15
11.1 パリティ	15
11.2 水平冗長検査文字（LRC 文字）	16
12 記録トラックの位置	16
附属書 A（参考）磁気ストライプの読取り互換性—この規格及び JIS X 6302-6	17

	ページ
附属書 B（参考）磁気ストライプの磨耗研磨特性	18
附属書 JA（規定）おもて面磁気ストライプ付き識別カード	19
附属書 JB（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	25
解 説	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JB Mia）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 6302-2:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 6302 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 6302-1 第 1 部：エンボス

JIS X 6302-2 第 2 部：磁気ストライプー低保磁力

JIS X 6302-6 第 6 部：磁気ストライプー高保磁力

JIS X 6302-9 第 9 部：触ってカードを区別するための凸記号

白 紙

識別カード—記録技術—

第2部：磁気ストライプ—低保磁力

Identification cards—Recording technique— Part 2: Magnetic stripe—Low coercivity

序文

この規格は、2014年に第4版として発行された **ISO/IEC 7811-2** を基とし、我が国で普及しているおもて面に磁気ストライプがある識別カードの磁気ストライプの特性、符号化技術などの規定を追加し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、ここで定義する識別カード（以下、ID カード又は単にカードという。）の国際的な互換性のためのカードの用法について規定する。

この規格は、カードに設けられている低保磁力の磁気ストライプ（あらゆる保護層を含む。）が満たすべき要件、記録方式及び文字集合について規定する。それは、人的要素及び機器的要素の双方を勘案した上での最低限の要件である。

保磁力は、この規格で規定する多くの項目に強い影響を与えるものであるが、それ自体は規定していない。附属書 JA のタイプだけは、保磁力を規定している。

カードを磁界にばく（曝）露すると、記録データの破壊につながるおそれがある。

カードが満たすべき基準を規定することが、この一連の規格の目的である。返却カードの場合でも、試験に先立ってカードがどの程度使われた後であるかについては、この規格では考慮しない。規格の基準に不適合の場合は、関係する組織と協議する。

この規格で規定するパラメータに対する供試カードなどの試験方法は、**JIS X 6305-2** で規定している。

注記 1 この規格において、SI 単位及び／又はヤード・ポンド法の数値は四捨五入しているため、数値自体は一致しているが、相互では正確に等しくない場合がある。いずれの単位も使用可能だが、両単位を混在又は再変換することは意図していない。対応国際規格は、ヤード・ポンド法を用いて作成されている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 7811-2:2014, Identification cards—Recording technique—Part 2: Magnetic stripe—Low coercivity (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。